

認可物質候補リスト (SVHC リスト) に追加する 10 物質を新たに提案



欧州化学品庁 (ECHA) は 2014 年 9 月 1 日、認可物質候補リスト (Candidate List、いわゆる SVHC リスト) へ追加する物質として 10 物質を提案し、意見募集 (パブリックコンサルテーション) を開始しました。期限は、10 月 16 日までとなります。

認可物質候補リストに追加された場合、その物質が 0.1wt% を超えて含まれる成形品を EU 域内で年間 1t 以上製造、もしくは輸入する場合、ECHA に届け出る必要があります。

今回新たに提案された 10 物質は、次の通りです。

1. 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)
(CAS番号:25973-55-1)
2. 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)
(CAS番号:3846-71-7)
3. DOTE*1
(CAS番号:15571-58-1)
4. フタル酸ベンジルブチル (BBP)
(CAS番号:85-68-7)
5. フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)
(CAS番号:117-81-7)
6. ふっ化カドミウム
(CAS番号:7790-79-6)
7. 硫酸カドミウム(II)
(CAS番号:10124-36-4,
及び、31119-53-6)
8. フタル酸ジブチル (DBP)
(CAS番号:84-74-2)
9. フタル酸ジイソブチル (DIBP)
(CAS番号:54-69-5)
10. DOTE*1 と MOTE*2 の混合物
(CAS番号:-)

*1 DOTE:10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシル

*2 MOTE:10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシル

当社では REACH 関連物質の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014年9月1日付 欧州化学品庁ホームページ

化学分析箇所 山本倫大

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関 (日本水道協会) から認められました。

